

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第25号	
事故等名	漁船第八不動丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年6月27日14時00分ごろ	
発生場所	福島県小名浜港約2海里沖合 (北緯36° 55'、東経141° 00' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月10日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、同月15日船舶所有者及び機関長への電話聴取、同月30日機関長及び操機長から回答書入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 漁船 第八不動丸 183トン 船舶番号 128161 船舶所有者等 個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長 四級海技士(機関) 操機長 免状なし 年齢 45歳 経験年数(乗船年数) 30年	
負傷者	負傷者なし	
損傷	主機のピストン(6箇)及びシリンダーライナー(6箇)が焼損	
事故等の経過	本船は、千葉県銚子港を発し、福島県小名浜港に向かったところ、平成20年6月27日14時00分ごろ、小名浜港入港直前、主機が潤滑油圧力低下警報を発したのち、停止した。点検の結果、ピストン及びシリンダーライナーが焼損しており、自力航行不能と判断し、同日20時00分ごろ、小名浜港に入港した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析	機関長が、主機の潤滑油圧力低下時、こし器掃除に関して操機長に適切な指示をしなかったものと考えられる。 操機長が、潤滑油ポンプ吸入側の複式こし器を清掃する際、開放の可否を確認しようとして、使用側のこし器の空気抜き弁を開放したものと考えられる。
原因	本インシデントは、主機の潤滑油圧力低下時、機関長の操機長に対する指示が不適切で、操機長が、潤滑油ポンプ吸入側の複式こし器を清掃する際、開放の可否を確認しようとして、使用側のこし器の空気抜き弁を開いたため、同弁から空気が吸引され、潤滑油圧力が一気に低下し、主機各部軸受部の潤滑が阻害され主機が故障したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	